

高齢者施設等における感染症発症時の対応について

昨年度は全国的にノロウイルスによる感染報告が増加し、香川県でも過去20年で最高を記録する発症報告が見られ、香川県の高齢者施設においても集団発生が多く見られました。

高齢者施設等において、感染症・食中毒が疑われる事例が発生した時には、感染の拡大を防止するため、以下のような対策をとる必要があります。香川県高齢者介護施設等における感染対策マニュアルに沿った速やかな報告と対応をお願いいたします。

①感染状況の把握

(1) 入所者と職員の健康状態(症状の有無)の確認

- 下痢・嘔吐・発熱、その他の症状について確認します。

(2) 施設全体の状況の把握

- 日時別、棟・フロア・部屋別の発症状況(担当職員を含む)を把握します。

- 受診状況と診断名、検査、結果及び治療内容を確認し、記録しておきます。

②感染拡大の防止

(1) 職員への周知

- 施設管理者は感染症等の発症状況を関係職員に周知し、対応の徹底を図ります。

(2) 感染拡大防止

- 手洗い排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底しましょう。

- 医師、看護職員の指示を仰ぎ必要に応じた施設内の消毒、感染した入所者の隔離などを行いましょう。

③医療処置

施設等職員は、感染者の症状を緩和し回復を促すために、すみやかに医師に連絡し、必要な指示を仰ぎましょう。必要に応じて医療機関への移送を行います。医師は、感染拡大の防止のための指示や、症状に応じた医療処置をすみやかに行いましょう。また、診療後には保健所への報告を行いましょう。

④行政への報告

(1) 施設長は次のような場合、迅速に県及び市町等の高齢者施設主管部局に報告を行いましょう。

あわせて、保健所にも報告し、対応の指示を求めましょう。

●報告が必要な場合

ア 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半分以上発生した場合

ウ 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

**社会福祉施設等の入所施設における
感染症発生時の標準的な対応基準**

*この対応基準は、標準的なものであり、施設・入所者の特性、感染症の発生状況等を考慮するとともに、嘱託医、施設等主管課、保健所等関係機関と連携し対応する。また、発症者の対応については主治医等と連携し対応する。

		H24.4.30 作成		
感 染 経 路	感染性胃腸炎（ノロウイルス等） 経口感染（食品、水、感染者からの二次感染等）飛沫感染（くしゃみ等）接触感染（鼻咽頭分泌物等）	インフルエンザ 飛沫感染（咳・くしゃみ等） 接触感染（鼻咽頭分泌物等）	腸管出血性大腸菌感染症 経口感染（食品、水、感染者からの二次感染等） 少量の菌で感染する。	レジオネラ症 空気感染・飛沫感染 ヒト-ヒト感染はない。
入 浴	・発症者は、症状がある期間は、入浴を控えるか、個別入浴とし、最後に入浴する（浴槽にはつからず、シャワー、かけ湯等を行う。）。症状回復後も1週間程度は、最後に入浴する。	・発症者は、症状がある期間は、入浴中止とする。 他の入所者は、終結までは可能な限り、個別入浴とし、複数名の同時入浴は避ける。	・発症者は、症状がある期間は、入浴を控える（浴槽にはつからず、シャワー、かけ湯等を行う。）。 患者・無症状病原体保有者は、病原体を保有していないことを確認(*)するまでは、最後に入浴する。	・浴室の使用を中止する。 (水質検査で陰性確認されるまで)
食 事	・発症者は、症状がある期間は、個別対応とする（個室等）。	・発症者は、発症後5日から解熱後2日（幼児にあっては解熱後3日）経過するまで、個別対応とする（個室等）。	・発症者は、症状がある期間は、個別対応とする（個室等）。	
外泊・外出	・終結するまで、原則中止する。	・同 左	・同 左	
面 会	・終結するまで、注意喚起の掲示、面会制限を行う。	・同 左	・同 左	
短期入所等の受入れ	・終結するまで、受入れは原則中止する。	・同 左	・同 左	
施設内区域の管理	・終結するまで、利用者・職員の動線に合わせ、清潔区域・汚染区域を管理する（職員更衣室・食堂等を含む。）。	・同 左	・同 左	
職員等の対応	・発症者は、症状がある期間は、出勤を控える（できれば、症状回復後1日程度は様子を見る。）。 ・発症者は、症状回復後1週間程度は、飲食物に直接接触する業務を避けすることが望ましい。	・発症者は、発症後5日から解熱後2日経過するまでは、出勤を控える。	・発症者は、症状がある期間は、出勤を控える（できれば、症状回復後1日程度は様子を見る。）。 ・患者・無症状病原体保有者は、就業制限が解除(*)されるまで、飲食物に直接接觸する業務は禁止。	
併設事業所がある場合の併設事業所における対応	・併設事業所の利用者、職員、使用設備等が、発生施設と区分できない場合、併設事業所の利用者に発症者が出了た場合は、終結まで制限又は中止する。 ・終結まで注意喚起・協力依頼を周知する。	・同 左	・同 左	・併設事業所の浴室の配管が、発生施設と同一系統である場合、浴室の使用を中止する。 (水質検査で陰性確認されるまで)
終 結	・新たなる発症者が出来なくなり、1週間程度経過觀察し、問題がなければ終結とする。	・同 左	・患者・無症状病原体保有者が病原体を保有していないことを確認(*)できれば終結とする。	・施設環境の感染原因が否定できれば終結とする。
備 考				(*)感染症法に基づく規定